

鑑別・ダイヤモンドグレーディング規約

- 第1条 この鑑別・ダイヤモンドグレーディング（以下「グレーディング」という。）規約は、株式会社全国宝石学協会（以下「全宝協」という。）が行う宝石の鑑別、鑑別書（第7条第1項）、グレーディング及びダイヤモンドグレーディングレポート（以下「レポート」という。）（第7条第2項）に関することについて規定し、鑑別又はグレーディング依頼者（以下「依頼者」という。）及び全宝協双方を拘束するものとする。
- 2 依頼者は、鑑別書又はレポートを第三者に交付・提示する場合は、この鑑別・ダイヤモンドグレーディング規約の内容を当該第三者に告知しなければならない。
- 第2条 全宝協が行う宝石の鑑別・グレーディングとは、鑑別・グレーディング依頼品（以下「依頼品」という。）について、非破壊という条件の下で、検査時における全宝協に知れたる学術理論・情報及び全宝協の採用技術に基づき、その諸特徴を検査するものである。
- 2 鑑別書・レポートとは、検査時における依頼品の諸特徴についての前項の検査に基づく全宝協の意見の報告書である。
- 3 第1項の検査に基づく意見の報告は、鑑別書・レポートによるのみ行う。
- 4 全宝協は依頼品の価格評価は行わない。
- 第3条 鑑別・グレーディングの依頼とその引受けは有償の請負契約である。
- 2 この契約は、依頼者が全宝協所定の用紙に、全宝協の承認に基づき、適法に登記された自己の住所・氏名（社名）等を自署し、かつ、全宝協に対し依頼品を預託した時に成立し、全宝協が依頼者に対し、鑑別書・レポートを発行し、依頼品を返還した時に終了する。
- 3 郵送等による受付の場合においては、全宝協が依頼品の存在を確認し、かつ、依頼品に瑕疵がないことを確認した時に成立し、郵便局等が全宝協からの鑑別書・レポート及び依頼品の輸送を引受け、受領書に引受印を押印した時に終了する。
- 第4条 鑑別書・レポートの発行は、原則として依頼品1点につき1通とする。
- 2 鑑別書・レポートの再発行は、当初の鑑別書・レポートの発行日から3年以内に限り、かつ、全宝協がやむをえないと認めた場合に行うものとする。この場合、第11条第2項の起算日は、当初の鑑別書・レポートの発行日とする。
- 第5条 依頼者は、所定の鑑別書・レポート発行手数料を依頼時に支払うものとする。
- 2 鑑別・グレーディングのため特殊検査を要する場合には、全宝協は依頼者の了解を得て所定の手数料以外の手数料を請求することができ、依頼者がこれを支払ったときに限り、全宝協は鑑別・グレーディングを行う。
- 第6条 全宝協が行う鑑別・グレーディングの対象となる宝石は、鑑別・グレーディング可能な状態にあるものに限る。
- 2 全宝協は、依頼品に関し、鑑別・グレーディングが不可能と判断した場合は、契約を解除することができる。予見することのできない事情の変更が生じたときも同様とする。
- 3 前項の場合、全宝協は受領した手数料を依頼者に返還するものとする。ただし、特殊検査手数料についてはこの限りではない。
- 第7条 鑑別書・レポートの内容及び発行基準は次のとおりとする。
- (1) 鑑別書は、宝石全般について、依頼品の鉱物名、天然・合成・模造の別及び全宝協が必要と認める事項を記載し、原則として検査時における依頼品の写真を添付する。
- (2) レポートは、ダイヤモンドと認定した依頼品について、グレード及び数値を記載し、原則として検査時における依頼品の写真を貼付する。
- 第8条 宝石は裸石（ルース）の状態では鑑別・グレーディングをする。
- 2 例外的に、依頼者が指輪等に加工した状態で鑑別を依頼し、全宝協がこれを引受けた場合、依頼者は、意見の報告に正確性を欠くことがあり得ることを承認するものとする。
- 3 全宝協は、依頼品に刻印された宝石の重量、金属の種類及び品位等を鑑別書・レポートにそのまま記載してもその責任を負わない。
- 4 補助石（指輪等のデザイン上装着する脇石等）については、鑑別のみを行い、その結果を記載する。ただし、特殊なもの及び全宝協において測定又は検査が困難と判断したものに関しては、省略することがある。
- 第9条 全宝協は、鑑別・グレーディングの目的で預託を受けた宝石につき、第3条の受託期間中に生じた紛失、破損又は汚損による損害を、第10条に定めるところに従い依頼者に補償する。ただし、次の場合は補償しない。
- (1) 全宝協が善良な管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず生じた損害。
- (2) 戦争・変乱・暴動・政治的若しくは社会的騒擾又はこれに類似する事変・争議等により生じた損害。
- (3) 地震・台風・高潮・津波等の天災により生じた損害。
- (4) 依頼者又は代理人の故意又は過失により生じた損害。
- (5) 税金等の公課又は商業上予想される利益。
- 第10条 前条に定める損害は、全宝協の選択するところにより、事故品と同等の価値の物又はそれを購入しうる金額をもって補償するものとする。ただし、補償の限度額は、依頼品1点につき金150万円とする。
- 2 前項の場合、破損、汚損に関しては残存価値を差し引いて補償するものとする。
- 3 損害額を公正ならしむるため、全宝協は、第1項の損害額及び前項の残存価値について、第三者評価鑑定機関にその査定を依頼することができる。
- 第11条 全宝協は、鑑別・グレーディングの結果が鑑別・グレーディング時の客観的事実と異なることに基づく損害については、直接の依頼者に限り、かつ、全宝協が受領した鑑別書・レポート発行手数料の範囲内で補償する。
- 2 補償の期間は、鑑別書・レポートの発行年月日から起算して満1ヵ年とする。
- 3 全宝協は、いかなる場合でも、依頼者以外の第三者の損害の賠償をすることはしない。
- 4 鑑別書・レポートは、全宝協の役員・職員に対する一切の責任・要求・損害賠償の原因となるものではない。
- 第12条 鑑別書・レポートは、以下に定める場合には、これを無効とする。
- (1) 鑑別書・レポートの改竄又は加筆等がなされたと認められるとき。
- (2) 鑑別・グレーディングの後に依頼品の形状に変更が加えられていると認められるとき。
- (3) 鑑別・グレーディングの後に依頼品の品質に変化が生じていると認められるとき。
- 第13条 依頼者が鑑別書・レポート発行手数料を払わない場合、全宝協は、依頼品の引渡しを拒むことができる。
- 第14条 依頼者が鑑別書・レポートを広告・宣伝等の目的に使用する場合、あらかじめ書面による全宝協の承諾を得なければならない。
- 第15条 全宝協は、当該依頼品の鑑別・グレーディングにより知り得た学術的情報及び依頼品の写真等を学術誌・機関誌等に発表することができる。この場合、全宝協は依頼者の氏名（社名）・身分等を無断で発表しないこととする。
- 第16条 全宝協が鑑別・グレーディングを引受けた日から起算して100日を経過し、なお依頼者が依頼品を引取らない場合には、全宝協は依頼品の保管責任を負わないものとする。
- 第17条 全宝協及び依頼者は、鑑別・グレーディングに関する訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。
- 第18条 この規約に定めない事項については、民法・商法その他の法令によるものとする。
- 第19条 この規約は2004年9月1日から施行する。